

旭川市都市公園施設（東光スポーツ公園球技場）
ネーミングライツ・スポンサー募集要項

令和6年11月

旭川市土木部公園みどり課

本市では、令和7年4月から旭川市都市公園施設のうち、東光スポーツ公園球技場（以下、「球技場」という。）にネーミングライツを導入するため、施設命名権者（ネーミングライツ・スポンサー）を募集します。

※ネーミングライツとは、市が設置する施設について、条例、規則等で定める名称に代えて使用する名称（以下、「愛称」という。）を付与する施設命名権

1 目的

ネーミングライツの対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、安定的な自主財源の確保及び公園施設の持続可能な維持管理・運営を図るほか、本市とネーミングライツ・スポンサーとが連携協力することによって、施設の魅力を高め、市民サービスの向上及び公園の利用促進を図ります。

2 施設概要

（1）施設名

東光スポーツ公園球技場

（2）所在地

旭川市東光22条8丁目及び23条8丁目

（3）施設規模・構造等

ア 球技場部分 A・B 2面 ロングパイル人工芝ピッチ 面積 22, 965. 8 m²

イ 管理棟部分 鉄筋コンクリート造地上2階 延床面積 574. 94 m²

選手控室、審判控室、医務室、シャワー室、放送設備、トイレ、自販機

（4）設置目的

市民の心身の健全な発達及びスポーツの普及振興を図ること。

（5）施設内容

開設期間：4月20日～10月20日

開設時間：午前6時～午後9時まで

※その他の詳細内容は、東光スポーツ公園のホームページ参照

（6）利用状況

年度	専用使用件数	利用人数	使用料収入	備考
令和3年度	490 件	42, 053 人	2, 420, 080 円	主な利用内容は、市内小中高が年齢別カテゴリーで実施するサッカーの練習・リーグ戦、部活動、高校生ラグビーフットボールの練習等です。
令和4年度	734 件	70, 295 人	3, 377, 090 円	中高体連主催の全道大会、その他市民大会等の会場としても利用され、令和5年は高校総体男子サッカーの競技会場としても使用されています。
令和5年度	719 件	76, 711 人	3, 074, 370 円	

3 愛称の付与

（1）愛称付与の条件

ア 公共の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民、施設利用者、関係団体等の理解が得られる愛称を提案してください。

イ 愛称には、「東光（地域名）」及び「球技場（施設種別）」を含めてください。

ウ 著作権、商標権等の知的財産については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争などが生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、本市は責任を負わないものとします。

エ 今回募集する名称は、施設の愛称であるため、条例上の名称変更は行いません。

オ 利用者の混乱を避けるため、愛称と定着するまでの当分の間、条例上の名称と併記する等の措置を講ずることができるものとします。また、定着後においても、必要に応じて条例上の名称の併記や使用をすることができるものとします。

その場合、併記等の期間、使用場所や媒体などについては、応募者側と協議の上、決定するものとします。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

ア 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 政治活動又は宗教活動に関するもの

エ 個人又は団体の意見広告に関するもの

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの並びにこれらに類似するもの

カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

キ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできないものとします。

(5) その他

ア 市は愛称を積極的に使用し、ホームページ、広報誌等の広報媒体で愛称の周知に努めるほか、関係団体に対し周知及び使用を促すものとします。

イ 国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、イベントに伴う報道等において愛称の使用が制限されることがあります。

4 愛称の表示

(1) ネーミングライツ・スポンサーは、施設名称を表示する看板、サイン、案内看板等（以下、「看板等」という。）の表示を変更することができます。

(2) 本市と協議の上、新たに愛称を表示する看板等を設置することができます。（法令に基づく規制、施設構造等により制限される場合があります。）

5 ネーミングライツ料(最低金額)

年額110万円（消費税及び地方消費税を除いた額）

※上記以上の金額での募集とします。

6 契約期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

7 スポンサーにとってのメリット

- (1) ネーミングライツ・スポンサーには、次の特典があります。詳細については、優先交渉権者と協議の上決定します。
- ・指定管理者がネーミングライツ・スポンサー名を冠した事業を開催いたします。
(開催回数は年最低1回とし、事業については指定管理者が決定します。)
 - ・施設内にネーミングライツ・スポンサー名を掲示することができます。
(掲示場所等については、本市及び指定管理者との協議の上、決定します。)
 - ・印刷物等の記載内容、ホームページ及び広報誌等の広報媒体へ愛称を掲載します。
- (2) (1) のほかに、希望するスポンサーメリットがある場合、ネーミングライツ・スポンサー応募申請書（様式1）に記入してください。
- (3) 当該スポンサーメリットについては第三者への譲渡、承継等はできません。

8 命名に伴う表示の変更等に係る費用負担

本市とネーミングライツ・スポンサーの費用負担は、次表のとおりとなります。

区分	本市	ネーミングライツ・ スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置 ^{※1}		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更 ^{※3}	○	

※1 市及び関係機関との協議の上、可能な場合行うことができます。

なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）等の関連法令等を遵守の上、ネーミングライツ・スポンサーにおいて必要な事務手続きを行ってください。

※2 敷地内の看板等の表示変更、新規設置及び契約期間終了後の原状回復に係る費用については、ネーミングライツ料の他にネーミングライツ・スポンサーに別途負担していただきます。

※3 残部数や改訂時期等を考慮し、協議の上、決定するものとします。

9 応募資格

本市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次に掲げる業種又は法人等は除くものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (3) たばこに関する業種（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条第1項に基づき製造たばこの小売販売業の許可を受けたものを除く。）
- (4) ギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき発行される宝くじ及び公営競技に係るものを除く。）に係る法人等
- (5) 社会問題を起こしている法人等
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う法人等
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の法人等
- (9) 各種法令に違反している法人等
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない法人等

- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する法人等
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者に該当する法人
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行う法人等
- (14) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている法人等
- (15) 法人税、消費税、地方消費税又は本店所在地の市町村税（東京23区にあっては都税）を未納若しくは滞納している法人等
- (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、本市のネーミングライツ・スポンサーとして不適当と認められる法人等

10 応募手続

(1) 募集要項の配布期間及び応募期間

令和6年11月25日（月）から12月25日（水）まで

受付時間は9時から17時まで。※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 応募方法

応募期間内に次の書類を持参または郵送により提出してください。

（郵送の場合は、令和6年12月25日（水）必着とします。）

電子メール、ファクシミリによる受付は行いません。

【提出書類】

- ア ネーミングライツ・スポンサー応募申請書（様式1）
- イ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの
- ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- エ 直近3年分の決算報告書
- オ 法人の登記事項証明書、法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書、市税の滞納のないことを証する証明書

(3) 施設見学会

応募者（応募予定者を含む。）を対象に次のとおり施設見学会を開催します。参加を希望する法人等は12月2日（月）までに施設見学会参加申込書（様式2）を問合せ先に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ア 開催日時 令和6年12月9日（月）午前10時から正午まで
集合場所及び時間は参加申込時に連絡します。

イ 内容 東光スポーツ公園球技場及び管理棟内の見学
ウ 参加者 1応募者につき2名までとします。

(4) 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和6年11月25日（月）から12月13日（金）まで

イ 提出方法 質問書（様式3）に記入の上、問合せ先に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(5) 応募に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和6年12月20日（金）までに質問者へファクシミリ又は電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については、当課及び当課ホームページにて公表します。

11 応募に関する留意事項

(1) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんを問わず、返却いたしません。また、応募書類は公表することがあります。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

(4) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募者名の公表

応募者名は、応募者が2者の場合を除き、選定後に全て公表します。

(6) 優先交渉権者への依頼

優先交渉権者には、応募書類以外に、資料の作成を依頼することがあります。

(7) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は旭川市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

なお、本事業の内容において公表する場合及び本市が必要と認める場合は、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 施設見学会等市が提供する機会を除き、旭川市都市公園施設ネーミングライツ審査委員会の委員及び本件業務に関係する本市職員に対し、本件応募について接触の事実が認められたとき。
- (2) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 応募書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 応募期間内に所定の提出書類が整わなかったとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

13 選定方法

関係部局の職員、関係団体等の外部委員で組織する審査委員会において、次の審査項目審査基準を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者の特定と併せて、時点以下の交渉順位について決定します。

審査項目	主な審査基準	配点
応募団体	<ul style="list-style-type: none">・応募法人等の経営は健全か・地域社会への貢献度は高いか・応募法人等の理念やイメージが施設の目的とかい離していないか	40点
愛称	<ul style="list-style-type: none">・市民に親しみやすく、呼びやすいものか・施設の管理運営に支障は生じないか・同施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか	10点

金額	応募金額を応募者全体における最高応募金額で除して算出した率に40点を乗じた値（小数点以下第1位を四捨五入）を得点とする。 《算定式》 $\frac{\text{応募金額}}{\text{応募者全体における最高応募金額}} \times 40 \text{点}$	40点
その他 (施設の魅力向上、 地域活性化につながる提案 等)	・導入施設にふさわしい内容か ・実現可能な内容か等審査において必要な事項	10点
合 計		100点

- ※ 応募者が1者の場合でも審査委員会において、ネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいか否かについて審査を行います。
- ※ 審査委員会は、優先交渉権者が提案した愛称に対し、意見を付することがあります。
- ※ 審査結果については、応募者に文書で通知します。また、優先交渉権者名、審査点数、審査の経過等については、市ホームページで公表します。

14 優先交渉権者との協議

優先交渉権者特定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項及びスポンサーメリット等について協議を行います。

なお、協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

15 ネーミングライツ・スポンサーの決定、契約締結及び公表等

(1) ネーミングライツ・スポンサーの決定、契約締結及び公表等

優先交渉権者との協議が調った場合は、当該法人等をネーミングライツ・スポンサーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツ・スポンサー決定後、速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を市ホームページ等で公表します。

16 ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度の4月末までに、本市が発行する納入通知書に基づき、支払うものとします。なお、分割して支払うことはできません。

17 契約の解除

本市はネーミングライツ・スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ・スポンサーの決定の取消し、又は契約期間を待たずに契約の解除をできるものとします。その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

- (1) ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者資格の取得後に応募資格要件を欠いたとき。
- (2) ネーミングライツ・スポンサーが契約に違反したとき、又は正当な理由なく契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) ネーミングライツ・スポンサーが公序良俗に反する行為その他社会的信用失墜行為等により当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。

- (4) ネーミングライツ・スポンサーが法律、条例等に違反し、又はそのおそれのあるとき。
- (5) ネーミングライツ・スポンサーが国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。
- (6) その他の事情等により、ネーミングライツ・スポンサーとすることが適当でないと認められるとき。

18 その他

- (1) 新たにスポンサーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、又は愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合は、ネーミングライツ・スポンサーが費用等を負担することになります。
- (2) その他、契約に定めがない事項が生じた場合は、本市とネーミングライツ・スポンサーが協議するものとします。

19 スケジュール

ネーミングライツ・スポンサーの選定から契約期間の開始までは、次のスケジュールで行う予定です。

令和7年1月中旬 ～1月下旬	・ネーミングライツ・スポンサーの審査委員会開催
令和7年2月上旬	・優先交渉権者との協議
令和7年2月中旬	・契約締結（契約内容の公表）
契約締結後隨時	施設パンフレット、HP作成 看板等設置・変更
令和7年4月1日	・契約期間開始

20 申込み・問合せ先

北海道旭川市7条通10丁目
旭川市第二庁舎4階
旭川市土木部公園みどり課
担当 吉田
TEL：0166-25-9705
FAX：0166-24-7010
Email：kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

様式1

ネーミングライツ・スポンサー応募申請書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

所 在 地

申請者 法人又は団体の名称

代 表 者 の 氏 名

印

旭川市都市公園施設（東光スポーツ公園球技場）ネーミングライツ・スポンサー募集要項に基づき、次のとおり申請します。

1 ネーミングライツ・スポンサー募集を申請するものの詳細

(連絡先)

団 体 名 :

所 在 地 :

担 当 者 名 :

電 話 番 号 :

連 絡 先 :

様式1

法人等について	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	業 种	
応募の趣旨		
応募しようとする施設の 愛称案		
ネーミングライツ料 (年額・税抜額)		
希望するスポンサーメリット		
その他 (施設の魅力向上、地域活性化に 繋がる提案等)		
添付資料		

様式2

東光スポーツ公園球技場施設見学会参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申込者) 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

(担当者) 担当部署

担当者氏名

連絡先 電 話

F A X

E メール

旭川市都市公園施設(東光スポーツ公園球技場)ネーミングライツ・スポンサー募集について、
次のとおり施設見学会に参加を申し込みます。

1 出席者 (開催日 : 令和6年12月9日(月))

氏 名	担当部署	役 職

※申し込み締め切りは、令和6年12月2日(月)午後5時とします。

申込書は公園みどり課へ持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

※参加申込書は1団体につき1枚までとします。

※参加者は、1団体につき2人以内でお願いします。

様式3

東光スポーツ公園球技場ネーミングライツ・スポンサー募集に関する質問書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

担当者氏名

連絡先 電 話

F A X

E メール

旭川市都市公園施設（東光スポーツ公園球技場）ネーミングライツ・スポンサーの募集に関する質問書を次のとおり提出します。

質問項目	募集要項	ページ・項目等
	その他	
質問の内容		

※質問は簡潔にまとめてください。

質問項目が多い場合は、本用紙に記載の内容を「別紙」にまとめて差し支えありません。

※質問書は令和6年12月13日（金）までに公園みどり課へ持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

宛先 (F A X) 0166-24-7010

(E-m a i l) kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

様式4

ネーミングライツ・スポンサー応募申請辞退届

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者 所在地
法人・団体名
代表者氏名

印

旭川市都市公園施設（東光スポーツ公園球技場）ネーミングライツ・スポンサー応募の申請について、辞退しますので届け出ます。

法人・団体名			
代表者			
所在地			
申請年月日	令和6年 月 日		
辞退理由			
連絡先	担当者名		
	電話		